

# 女性特有のがん検診(子宮頸がん・乳がん検診)の無料受診

## ●女性特有のがん検診推進事業

対象年齢に達した女性に対して、子宮頸がん検診及び乳がん検診に関する検診手帳と検診費用が無料となるクーポン券を送付し、受診促進とがんの早期発見及びがんに関する正しい健康意識の普及啓発により、健康の保持増進を図ることを目的としています。

対象となるのは、4月20日現在・葉山町民で、下記の生年月日に該当する人です。検診手帳と無料クーポン券は7月末に発送しています。この機会にぜひ受診してください。

## ●検診内容

**子宮頸がん検診**：問診、視診、内診、細胞診検査

**乳がん検診**：問診、視触診、マンモグラフィ（乳房のエックス線撮影）

## ●子宮頸がん・乳がん検診を、4月以降、既に受診した人へ

子宮頸がん・乳がん検診を、4月以降、既に受診した人は改めて受けることはできませんので、保健センターまでご連絡ください。申請していただき一部負担金を払い戻します。

## ●転入した人へ

町に4月20日以降に転入した人は、前住所地の無料クーポン券が使用できませんので、葉山町の無料クーポン券と交換する必要があります。詳しくは、保健センターまでお問い合わせください。

## ●転出した人へ

町から4月20日以降に転出した人は、転出先の市区町村で無料クーポン券の交換が必要となります。詳しくは、転出先の市区町村へお問い合わせください。

問合せ 保健センター ☎875-1275

## 対象年齢

### ◎子宮頸がん検診の対象年齢

| 年齢  | 生年月日                            |
|-----|---------------------------------|
| 20歳 | 平成元（1989）年4月2日～平成2（1990）年4月1日   |
| 25歳 | 昭和59（1984）年4月2日～昭和60（1985）年4月1日 |
| 30歳 | 昭和54（1979）年4月2日～昭和55（1980）年4月1日 |
| 35歳 | 昭和49（1974）年4月2日～昭和50（1975）年4月1日 |
| 40歳 | 昭和44（1969）年4月2日～昭和45（1970）年4月1日 |

### ◎乳がん検診の対象年齢

| 年齢  | 生年月日                            |
|-----|---------------------------------|
| 40歳 | 昭和44（1969）年4月2日～昭和45（1970）年4月1日 |
| 45歳 | 昭和39（1964）年4月2日～昭和40（1965）年4月1日 |
| 50歳 | 昭和34（1959）年4月2日～昭和35（1960）年4月1日 |
| 55歳 | 昭和29（1954）年4月2日～昭和30（1955）年4月1日 |
| 60歳 | 昭和24（1949）年4月2日～昭和25（1950）年4月1日 |

# 住民票・戸籍の証明書請求 などでの本人確認について

他人による証明書の不正取得や虚偽の届出を防ぐため、平成20年5月1日に、住民基本台帳法と戸籍法が改正されました。

そのため、住民票や戸籍の証明書の請求、住民異動・戸籍の届出をするときは、本人確認書類の提示（右を参照）が必要です。

## 本人以外の請求のとき

代理人や使いの人には、確認書類の提示のほか、委任状などの書面で、代理権限の確認もします。

## 住民基本台帳カードのご案内

運転免許証やパスポートなどを持っていない人は、顔写真付きの住民基本台帳カードを本人確認に利用できません。交付手数料は500円です。

## 本人確認に必要なもの

### ◆1点でよいもの

官公庁発行の顔写真つきのもの

運転免許証、パスポート（旅券）、住民基本台帳カード、小型船舶操縦免許証、身体障害者手帳、療育手帳、外国人登録証、身分証明書など

### ◆2点必要なもの

※ただし、□の2点の組み合わせは不可

|   |                          |
|---|--------------------------|
| イ | 官公庁発行の顔写真のないもの           |
|   | 健康保険証、国民年金手帳、住民基本台帳カードなど |
| □ | 官公庁以外で発行している顔写真つきのもの     |
|   | 学生証、社員証など                |

本人確認ができない場合は、証明書の交付などができませんので、ご注意ください。

問合せ 町民サービス課 ☎内線202～204

# “米トレーサビリティ制度”が始まります。

レストランや食堂などで提供されるご飯やどんぶり物、スーパーや小売店で販売されるお米、ご飯類及びお米を原料とした食品（せんべい、だんごなど）に使用された米穀の原産国を知ることができるようになります。



お米やご飯、米菓などを生産したり製造、販売をする事業者には、売買の記録や産地情報の伝達を義務付ける「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）」が公布されました。

この法律は、流通するお米（加工品の原料も含まれます）の産地情報を消費者の皆さんに提供するとともに、流通ルートを特定できるようにすることにより、食品として安全性を欠くものの流通を防止することを目的としています。

これに伴い、お米や米加工品を取扱う事業者の皆さんには、平成22年10月1日から取引の記録の作成・保存が、平成23年7月1日から産地情報の伝達（商品やメニューへの表示を含む）が義務付けられます。なお、義務違反があった場合には、罰則が適用されます。

問合せ 関東農政局神奈川農政事務所米トレーサビリティ班

☎045-211-1334

HP [http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome\\_toresa/index.html](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html)